

亀山市告示第67号

亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱及び亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱及び亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示

(亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱の一部改正)

第1条 亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱(平成17年亀山市告示第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「の108分の100に相当する」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた」に改める。

(亀山市物品調達等に関する要綱の一部改正)

第2条 亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「の108分の100に相当する」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の様式第2号は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する公共工事等の契約に係る入札の結果の公表から適用する。

(亀山市物品調達等に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の様式第 4 号は、施行日以後に締結する物品調達等の契約に係る入札の結果について作成する結果調書から適用する。
- 4 第 2 条の規定による改正後の様式第 5 号は、施行日以後に締結する物品調達等の契約に係る見積の結果について作成する結果調書から適用する。